

改正

平成3年4月16日教育委員会規則第5号

平成27年3月31日教育委員会規則第7号

鹿沼市教育委員会傍聴人規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴人は、受付において自己の氏名、住所及び職業を受付簿に記入し、係員の指示に従って入場しなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長において傍聴を不相当と認められるもの
(行為の制限)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食すること。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 撮影、録画又は録音を行うこと。
- (7) 前各号に掲げる行為のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(違反に対する処置)

第5条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年4月16日教委規則第5号）

この規則は、平成3年4月16日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第7号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(鹿沼市教育委員会傍聴人規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 旧教育長在職期間は、第3条の規定による改正後の鹿沼市教育委員会傍聴人規則第3条第3号及び第5条の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の鹿沼市教育委員会傍聴人規則第2条第3号及び第4条の規定は、なおその効力を有する。